

令和8年第5回定例教育委員会

令和8年5月22日（金）午後4時00分
江別市教育庁舎 大会議室

出席者	教育長	黒川淳司	説明員	教育部長	佐藤学
	委員	麓美絵		教育部次長	廣田修
	委員	兼子弘詔		学校教育支援室長	
	委員	松田久美			稲田征己
欠席者	委員	新館忠義		総務課長	松井謙孝
				総務課主幹	清水孝則
				学校教育課長	水口武真
				生涯学習課長	星野正行
				スポーツ課長	松井正修
				郷土資料館長	堀井拓也
			記録員	総務課総務係長	本田拓也
			傍聴者	1名	

1 報告事項

- (1) 市内小学校における相談記録の誤配付について
- (2) 市立小中学校における暑さ対策について
- (3) 令和7年度学校評価の結果報告について
- (4) 江別市立学校に係る部活動の方針の改定について
- (5) 令和7年度一般財団法人江別市スポーツ振興財団の決算に関する報告について

2 審議事項

- (1) 令和8年議案第18号
財産の取得（小中学校学習者用タブレットコンピュータ）について
- (2) 令和8年議案第19号
財産の取得（無線LANアクセスポイント）について
- (3) 令和8年議案第20号
江別市奨学審議委員会委員の補欠委員の委嘱について
- (4) 令和8年議案第21号
江別市立小学校及び中学校通学区域審議会委員の補欠委員の委嘱について
- (5) 令和8年議案第22号
江別市社会教育委員の補欠委員の委嘱について
- (6) 令和8年議案第23号
江別市スポーツ推進審議会委員の補欠委員の委嘱について
- (7) 令和8年議案第24号
江別市文化財保護委員会委員の補欠委員の委嘱について
- (8) 令和8年議案第25号
令和8年度江別市一般会計補正予算について
- (9) 令和8年議案第26号
職員の休職発令について

3 その他

- 次回教育委員会予定案件について
- 令和8年第6回定例教育委員会の日程について

会 議 録	
黒川教育長	(開会) ただいまから、令和8年第5回定例教育委員会を開会いたします。 本日の議事日程は配付のとおりであります、開会前に確認いたしましたとおり、2の審議事項(8)議案第25号 令和8年度江別市一般会計補正予算について、及び、(9)議案第26号 職員の休職発令については、秘密会で取り扱うこととし、議事の冒頭に行うことといたします。 会議に先立ち、本日の会議録署名人を兼子委員にお願いいたします。 それでは、議事に入ります。 <秘密会につき会議録省略>
水口学校教育課長	委員会を再開します。 1の報告事項(1)市内小学校における相談記録の誤配付についての報告を求めます。 水口学校教育課長お願いします。 報告事項(1)市内小学校における相談記録の誤配付について、ご報告申し上げます。 資料をご覧ください。「1 概要」であります、本年4月27日に市内小学校において、スクールカウンセラーが作成した相談記録を、教員が関係しない児童1名に誤って配付していたことが判明いたしました。次に、「2 誤配付」が判明した経緯であります、はじめに、学校は、スクールカウンセラーが作成した児童及び保護者からの相談記録を電子メールで受信した際、紙媒体で5部出力し、関係教員に配付して情報共有しましたが、そのうち1枚が、他の児童に配付する別の資料に混入してしまったものであります。そして、混入に気づかないまま誤って配付を受けた児童が自宅に持ち帰り、当該資料を確認した保護者が、学校に連絡したことにより判明いたしました。次に、「3 誤配付の原因」であります、紙媒体で相談記録を受け取った教員が、同じ執務スペースで他の児童に配付する別の資料の丁合作業を行った際に相談記録を混入してしまったことによるものであります。次に、「4 誤配付判明後の対応」であります、誤配付が判明した4月27日に、誤配付により個人情報流出された家庭、誤配付を受けた家庭及びスクールカウンセラーに対し、今回の事態の説明と謝罪を行いました。そして、4月30日に、臨時校長会議を開催し、事態の説明及び教育長から再発防止に向けた指導を行いました。また、5月12日に開催された校長会議において、学校教育課から改めて情報資産の適切な取扱いの徹底を求めたところであります。次に、「5 再発防止策」であります、1点目に、学校が保有する個人情報を含む資料について、紙媒体での出力は行わず、電子媒体での共有を徹底し、再発防止に努めること。2点目に、全教職員が、江別市立小中学校における情報セキュリティ対策基準の理解と実践を徹底し、再発防止に努めること。この2点について、校長会議を通じて全小中学校に指示いたしました。
黒川教育長	報告は以上であります。 ただいま報告のありました、市内小学校における相談記録の誤配付について、質問等がございましたらお受けします。
兼子委員	相談記録というものが他の配付物に混入し、まったく関係ないところに配付されてしまったということは、本来あってはならないことだと思うところです。個別の相談内容は報告できないとは思いますが、この事案に限らず、一般的にはスクールカウンセラーはどのような相談を受けているものなのでしょうか。
水口学校教育課長	スクールカウンセラーが受ける相談内容でございますが、スクールカウンセラーは心理的な支援を行う専門職でございます、一般的に学校生活におけるさまざまな悩みごとを聞いて支援する職員でございます。また相談は児童生徒だけではなく保護者からも受ける場合がございます。その結果については、必要に応じて学校と共有することがあるといった状況でございます。
兼子委員	いまほどの説明から推察しますと、複数の児童生徒や保護者から相談を受けていると思います。今回誤配付となったのは相談者1件との記載がありますが、本当にその1件だけしか起こっていないのでしょうか。
水口学校教育課長	今回につきましては、学校でも再度確認いたしました、配付誤りがあったのは今回の1件のみでございます。

兼子委員	再発防止策も記載されているのですが、学校ではこれ以外にもさまざまな個人情報を取り扱っていると思います。改めてどのような再発防止の徹底をしたのかおしえてください。
水口学校教育課長	今後の再発防止策でございますが、資料の「5 再発防止策」に記載のとおり、具体策としては、本件については学校が電子媒体で保有する個人情報は紙媒体で出力しないことで流出のリスクを根本から断つということでございます。ただし、こういったリスクはこのほかにもさまざまな場面で存在すると考えておりまして、もっとも重要なことは全教職員一人一人が個人情報保護の重要性を強く認識して常に当事者意識をもって業務に当たることと考えております。この点について、この度発生した当該学校はもちろんですが、校長会議においても指導・注意喚起を行ったところでございます。
兼子委員	「紙で誤配付が起こったので、ではデジタルで」という安易な方法ではなく、今後このようなことが起こらないようにしっかりと対策を練っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。
黒川教育長	そのほか質問はございませんか。 (質疑終了) それでは、本報告について終了してよろしいですか。 (一同了承)
松井総務課長	次に、報告事項(2)市立小中学校における暑さ対策についての報告を求めます。 松井総務課長お願いします。 それでは、市立小中学校における暑さ対策について、ご報告いたします。 現在、教育委員会では、市長部局と協議しながら市立小中学校の暑さ対策を進めているところであり、今年度初めて、一部の小学校において普通教室等に設置したエアコンの使用を開始することから、事業の進捗状況、今後の予定などについてご説明するものであります。 資料をご覧ください。はじめに、1の事業概要であります。学校施設の暑さ対策は、令和5年度の記録的な暑さを受け、学校内で気軽に涼をとることができるスペースを整備し、また、普通教室等へのエアコン整備を進めているものであります。次に、2のエアコン設置工事等の進捗状況と今後の予定であります。気軽に涼をとることができるスペースを確保するため、令和5年度補正予算で、スポットクーラー等の移動式冷房機器を購入し、6年度には保健室にエアコンを設置いたしました。普通教室等へのエアコン設置については、築年数や学校の規模、中学校区等を考慮し、小中学校25校を、資料記載のとおり3つのグループに分け、令和6年度から、実施設計、設置工事を進めているところであり、昨年度設置した①の小学校8校では、今年度、使用開始となります。また、②の小学校9校においては、今年度、設置工事を行い、③の中学校8校においては、来年度の設置工事に向けて、今年度実施設計を行います。なお、エアコンの使用期間は、原則として6月から9月までとしており、4月下旬から5月上旬にかけて試運転を実施いたしました。次に、3の設置工事についてであります。エアコン整備による電気容量の増加を抑えるため、エアコン設置工事に合わせて校舎内すべての照明のLED化工事を行うほか、電気容量増加に対応するため、キュービクルと呼ばれている高圧受変電設備の更新・改修工事を実施する必要があります。各年度とも12月頃に工事完了予定であることから、エアコンの使用は翌年度からとなります。次に、4の既存の移動式冷房機器の活用についてであります。エアコン設置校において、これまで使用していたスポットクーラーや冷風機等は、当該校の特別教室等で使用するほか、他の小中学校で使用するとしており、余剰分については、公民館・体育館等の社会教育施設で活用する予定としております。 説明は以上です。
黒川教育長	ただいま報告のありました、市立小中学校における暑さ対策について、質問等がございましたらお受けします。
麓委員	資料の「4 既存の移動式冷房機器の活用について」で、エアコンを設置した小学校で使用していたスポットクーラー等を、エアコン未設置の各学校で使用するということですが、各学校にはスポットクーラーや冷風機等が何台くらいあって、エアコン未設置の学校にはどのくらいの数が配分されるのかおしえてください。
松井総務課長	スポットクーラー等の数量については、学校によって数十台あるところもあれば数台というところもございます。現在、エアコン未設置の学校に対して、スポットクーラー等の必要台数を調査しており、今月か来月の中旬のできる限り早い段階で、可能な限り普通教

兼子委員	室にスポットクーラー等を設置したいと考えております。 資料の「3 設置工事について」の部分で、設置工事をして使用できるのは次年度というのはものすごい先の話のように感じてしまうのですが、設置にはどうしても12月までかかってしまうものなのではないでしょうか。また、電気代が高騰しておりますが、せっかくエアコンを設置しても節約してあまり使用しないという本末転倒にならないような案内をしていただきたいと思います。
松井総務課長	エアコンを設置する前にすべての照明のLED化工事を行って、電気容量の増加に対応する必要があります。設置工事業者の体制にも依るのですが、数十台のエアコンを設置することになるので、なるべく早めにとは思いながらも、児童生徒の学習に少しでも影響が出ないようにと考えますと、LED化をし、その後にキュービクルの更新ということになるため、結果的にエアコンの設置は12月までかかってしまい、これを早めに終えるということは現状では難しいということでございます。また、エアコンの使用につきましても、適正に使用するよう各校に周知してまいります。
黒川教育長	そのほか質問はございませんか。 (質疑終了) それでは、本報告について終了してよろしいですか。 (一同了承) 次に、報告事項(3)令和7年度学校評価の結果報告についての報告を求めます。 清水教育政策担当主幹をお願いします。
清水教育政策 担当主幹	報告事項(3)令和7年度学校評価の結果報告について、ご説明いたします。 学校評価は、学校運営の改善を図り、教育水準の向上に努めるため、江別市立学校管理規則第10条の規定に基づき実施するものであり、各学校が教育活動その他の学校運営の状況について自己評価を行い、その結果に対して、学校運営委員会が学校関係者評価を行う仕組みとなっており、毎年、前年度分を教育委員会に報告しております。 資料の2ページをお開きください。この表は、各学校から提出された自己評価書に記載の評価分野数、評価項目数、自己評価の達成状況、学校関係者評価による評価の状況を集計したものです。これらの具体的な説明について、3ページ以降に記載しております。 3ページの1. 評価分野数及び項目数について、江別市では「経営方針の重点」、「教育課程・学習指導」、「生徒指導」、「小中一貫教育」の4分野を必須とし、さらに各学校が独自に設定した分野を加えて、全部で概ね4から6分野での評価を行っております。また、各分野における評価項目数は、各学校の判断に委ねる方法をとっております。令和7年度におけるこれらの平均値につきましては資料に記載のとおりです。評価分野及び項目については、学校経営方針や年度の重点、具体的な取組等に応じて、毎年見直しが行われますが、教育活動の継続性とそれに伴う経年変化の見取りが必要なことから、概ね前年度と同様の内容になることが多くなります。次に、2. 自由選択した評価分野の主なものについては、「健康安全指導等」や「保護者・地域との連携等」など資料に記載のとおりです。 4ページをご覧ください。3. 自己評価結果については、円グラフに記載のとおり、左の小学校では「よい」というA評価が70.7%、「おおむねよい」というB評価が29.3%、右の中学校ではA評価が68.7%、B評価が30.1%とほぼすべての項目が肯定的な評価となっており、教職員が児童生徒の成長を実感し、各種の教育活動の達成感・成就感を感じている様子が伺えます。一方、「ややよくない」というC評価となっているのが、中学校で2項目、1.2%ありました。学力向上及び学習習慣・家庭学習においてC評価となっていますが、いずれも着実に取組は進められているが、より成果を挙げていくために高めの評価基準を設定していることが理由となっています。 5ページをご覧ください。4. 自己評価書作成に係る評価会議について、開催状況は資料に記載のとおりです。次に、5. 学校関係者評価については、棒グラフに記載のとおり、左の小学校では、自己評価の適切さについて、「よい」というA評価の割合は93.2%、改善策の適切さについて、A評価は100%、右の中学校においても、それぞれ97.6%、95.2%となっており、多くの学校で適切に自己評価が行われており、適切な改善策が講じられていると評価されています。一方、中学校の「改善策の適切さ」において、「ややよくない」というC評価となっているのが1項目、0.6%ありました。これは働き方改革の項目に関するもので、さらなる改善のため、より具体的な方策が必要との考えからC評価となったものです。

	6 ページをご覧ください。6. 学校関係者評価における意見総数については、全体で143件であり、内訳は小学校が101件、中学校が42件となっております。この意見を大別して、評価の項目設定、評価の個別又は全般に対するものを「分類A」、分野に関わる改善方策や日頃感じていることなどを「分類B」として区分しますと、「分類A」は28件、「分類B」は115件となり、これらのうち主なものを7ページ以降に記載しておりますので、後ほどご参照ください。7. 学校評価の結果を受けてですが、自己評価及び学校関係者評価書については各学校のホームページ等で公開しており、学校間で情報共有が可能となっておりますが、教育委員会としましても、結果を活用し助言等に取り組んでまいります。なお、公表対象としている学校別の「自己評価及び学校関係者評価書」の写しを別冊として添付しておりますので、併せてご参照願います。
黒川教育長	以上です。
松田委員	ただいま報告のありました、令和7年度学校評価の結果報告について、質問等がございましたらお受けします。
清水教育政策担当主幹	4 ページに示されている自己評価結果について、小学校では100%が、中学校では98.8%が「よい」か「おおむねよい」との回答となっております。評価書の内容を見ますと、Cの「ややよくない」と評価をしたのは一つの学校のみであり、別冊資料98ページに記載の2項目にCが付いております。また、100ページの学校関係者評価でも、「ややよくない」という評価が1項目に付いております。一つの学校にだけCの評価があることについては単なる偶然と受け止めていらっしゃるのでしょうか。
松田委員	委員のおっしゃるとおり、自己評価でC評価、学校関係者評価でC評価があるのは、同じ学校でございます。あくまで自己評価ですので、学校によって自校の評価を厳しくすることもあり、より厳しい評価によって改善を促すという意味で自己評価をあえて厳しくしているものと考えております。この学校につきましては、他校と比較して取組が遅れている状況ではなく、高い成果を挙げていくために高い評価基準を設けていると考えているところであります。
清水教育政策担当主幹	自己評価についても、学校関係者評価についても、評価の厳しさが個々の学校にあることは言えるかと思いますが、逆に他の学校における自己評価や学校関係者評価が甘いということはないのでしょうか。
黒川教育長	学校評価は、各学校が教育活動その他の学校運営について目指すべき目標を設定し、その達成状況について取組みの適切さを評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ることを目的としているところですので、学校によって、自校の目標を達成した項目についてはA評価やB評価としております。C評価とした学校のように敢えて厳しく評価している学校はございますが、先ほど申し上げたとおり、評価基準を厳しくすることで高い成果を挙げているところで、いずれの学校につきましても、取組みが遅れているということではございません。A評価、B評価の学校が多いのですが、これらの学校が甘いと言うよりは、一部の学校で厳しい評価を付けているというように考えているところでございます。 江別市の多くの学校の自己評価が高いのは、現実を率直に評価しているからであるとわたしは感じております。他の市町村から転勤してくる先生が毎年何人かずつおりますが、江別市の学校の取組が、非常に良い、安定している、学校としての取組を高く評価している、というのは他市との比較もあって高い評価がなされているものとわたしは感じております。「もう一步改善の余地がある」項目をB評価としたときに、関係者のみなさまからの評価は、「ここは完璧とは思っていないのですね」、「そういう姿勢は重要ですね」ということでA評価を付けていただくことも多いです。ただ、B評価にしたことを、「B評価では厳しすぎる」、「ほんとはA評価ではないのか」という意味で関係者評価をB評価にしてしまう場合があります。「学校の自己評価がBでは低すぎる、ほんとはAのはずだから関係者評価委員の評価はBとする」ということで学校の自己評価もB評価、関係者評価もB評価で一致しているという意味ではありません。今回、学校関係者評価の改善策に対する意見をC評価とした学校は、市内でも時間外勤務が他の学校と比べて圧倒的に多い学校です。かなり多くの先生が夜遅くまで残って頑張る先生が多い学校であり、そのことを、保護者をはじめ地域のみなさまも承知していることから、「もう少しそれを改善できないのか」という発想を持っており、その改善策が「精神的な心掛けだけでは達成できないのではないのか」、「もっと具体的に手立てを取らないと先生方が倒れてしまうのでは」という意味での

松田委員 黒川教育長	C評価であるとわたしは理解しております。そういう意味では、先生方の仕事の内容が不十分だという意味のC評価ではなく、働き方をもう少し改善するように学校としても教育委員会としても力を尽くしてほしいという意味が込められていると理解しておりますので、そこを配慮した取組を進める必要があると思っております。 自己評価におけるC評価については、どのように捉えられておりますでしょうか。 その学校では長い間、学習点・学力点に関して、教員が努力してもなかなか向上につながらないという年数が続いておりましたが、過去2年くらいで伸びて、そのことを教員も生徒も地域の皆さんも非常に喜びました。ところが一回上がったがずっと続くかというところ簡単ではなく、その学校は2年間非常に良かったのですが、その次の年、もとに戻りかかった状況がございまして、それを教員が、「子どもたちも頑張っているのに結果として伸ばしきれなかった」ということでC評価としております。わたしは教員が授業で努力している様子を何度も見させていただいているので、努力が足りないという意味でのC評価は厳しすぎるのではないかと感じております。
麓委員 清水教育政策 担当主幹	評価項目数については、各学校の判断に委ねられているということですが、学校によって大きな差があるのはどうしてでしょうか。 特にこの表で言いますと、大麻中学校が非常に多い項目数となっておりますが、学校評価につきましましては、各学校が、教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定しておりまして、その達成状況や達成に向けた取組みの適切さ等を評価することによって、学校として組織的・継続的な改善を図ることを目的としており、評価項目数や項目内容に関しては、学校の実情や特色に応じて学校長が自らの判断により設定しているところでございます。このため、学校によっては評価項目を細分化して設定し、項目数が多くなっているケースもあるところです。
麓委員 清水教育政策 担当主幹 黒川教育長	先ほどの説明の中では昨年ものから引き継いでいくことが多いということなのですが、大麻中学校に関して、校長先生の判断で作られた項目であっても、だいたいこのくらい項目数が多いことが続いているのでしょうか。それともたまたま今回がこんなに多いのでしょうか。 詳細なデータは現在ございませんが、大麻中学校については、前年度も前々年度も項目数が非常に多く、経年変化の見取りという意味で同じ項目を評価することによって見えてくる部分があるかと思しますので、そういったこと続けている学校でございます。 そのほか質問はございませんか。 (質疑終了) それでは、本報告について終了してよろしいですか。 (一同了承) 次に、報告事項(4)江別市立学校に係る部活動の方針の改定についての報告を求めます。
水口学校教育 課長	水口学校教育課長お願いします。 報告事項(4)江別市立学校に係る部活動の方針の改定について、ご報告申し上げます。 資料をご覧ください。「1 改定の趣旨」であります。国が昨年12月に策定した部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン及び、これに伴う北海道の部活動の在り方に関する方針の改定内容を踏まえ、江別市立学校に係る部活動の方針の運用基準等について、所要の改定を行うものであります。次に、「2 主な改定内容」であります。⑴として、適切な指導・安全安心の確保に向けて、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為を防止するための留意事項等を追記したほか、⑵休養日・活動時間の設定基準の改定として、1点目に、アに記載のとおり、平日と週末のそれぞれに設けていた休養日の設定基準の変更、2点目に、イに記載のとおり、週当たりの活動時間上限を明文化いたしました。なお、⑵の改定内容については、休養日と活動時間の設定基準を新旧対照表でお示ししております。また、この部分の改定については、表の下に記載のとおり、主に地域クラブが柔軟に活動できるようになされた改定であることに鑑み、各学校における部活動が無条件に休日2日間に連続して行われることを想定するものではないことについて、学校に周知することとしております。次に、⑶その他文言整理等ありますが、アに記載のとおり、学習指導要領解説における部活動の位置付けに留意する旨の追記するほか、イに記載のとおり、部活動が、すべての生徒が一律に加入すべきものではない旨を追記しております。次に、「3 適用開始」は、本年5月であります。

黒川教育長 麓委員 水口学校教育課長	次に、「4 改定方針」であります。別冊資料をご覧ください。本日の報告用に、改定箇所には、朱書き、下線を引いております。主な改定内容として、5ページをご覧ください。と存じますが、中ほどの「2 適切な指導・安全安心の確保」の(1)暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶を6ページにかけて追記いたしました。 次に、別冊資料8ページをご覧ください。と存じますが、「3 適切な休養日等の設定」について、先ほど新旧対照表でご説明申し上げた、部活動の休養日と活動時間の内容を記載しております。 報告は以上であります。 ただいま報告のありました、江別市立学校に係る部活動の方針の改定について、質問等ございましたらお受けします。 いままであった「平日1日及び週末1日以上休養日とする」という項目をなくしたのはどのような理由でしょうか。 休養日の設定基準の改定理由でございますが、主な理由といたしまして、休日の部活動を地域クラブに移行する地域展開を見据え、休日でも柔軟に活動できるようにしたものと認識しております。そのほか、例えば部活動においても大会が近くて土日に練習試合を行う場合にも、一時的には柔軟に対応できるような規定の改定に至ったものと考えております。
黒川教育長	補足ですが、この方針は、基本的には国、さらにはそれに倣って北海道が策定した方針に沿って江別市が策定しております。全国的には、すでに部活動が学校から離れて地域のスポーツクラブに移りかかっている市町村もありますが、「わたしたち地域スポーツクラブは、平日には部活動のお手伝いはできませんが、土日なら手伝えます。」というケースが全国にたくさんございます。ところが、学校から部活動が完全に離されて、地域のスポーツクラブが任されたときに、「土日はどちらか1日休み」となると、地域クラブとしては「それならできません。」という苦情が全国でも多く集まったことから、地域の民間のスポーツクラブが依頼される際に、「土日だけならできます」というところも土日に二日間続けて活動できるような体制にしなければということでこの改定につながったものです。江別市は、いまはほとんどは学校を中心に活動していますので、「土日に自由に2回活動して、その分平日2回休んでもよい」というものとは違いますという但し書きを付けているとご理解いただければと思います。 そのほか質問はございませんか。 (質疑終了) それでは、本報告について終了してよろしいですか。 (一同了承) 次に、報告事項(5)令和7年度一般財団法人江別市スポーツ振興財団の決算に関する報告についての報告を求めます。 松井スポーツ課長お願いします。
松井スポーツ課長	報告事項(5)令和7年度一般財団法人江別市スポーツ振興財団の決算に関する報告についてご説明いたします。 財団の決算に関する書類につきましては、財団の理事会並びに評議員会において承認を得まして市に提出されたものであり、その概要につきまして、ご説明いたします。 財団の事業の状況及び処務の概要につきましては、第34期事業報告書の1ページから4ページに記載されておりますので、ご参照いただきたいと思います。 次に、5ページをお開き願います。第3の「計算書類等に関する事項」、1の令和7年度収支計算書につきまして、まず、収入の部でございますが、主なものとして、3の事業収入は、指定管理事業収入等であり3億1,344万9,207円となっております。また、4の補助金収入は、江別市からの補助金であり4,171万8,000円、これに基本財産運用収入、特定資産運用収入、寄付金収入及び雑収入を加えた当期収入合計は、3億6,089万6,283円であり、前期繰越収支差額1,055万7,721円を合わせた収入合計は、3億7,145万4,004円となったものであります。 次に、支出の部でございますが、6ページをご覧ください。1の補助事業費は、スポーツ大会開催等に要した経費であり4,307万4,491円、2の受託事業費は、屋外体育施設等の管理業務に要した経費であり1,685万8,521円、3の指定管理事業費は、指定管理施設の管理運営費等に要した経費であり、2億9,850万6,858円となっ

黒川教育長	たものであります。 次に、7ページをお開き願います。その他、自主事業費等を加えた当期支出合計は、3億6,022万4,884円となったものであります。この結果、当期収支差額は、プラス67万1,399円となり、前期繰越収支差額を含めた次期繰越収支差額は、1,122万9,120円となったものであります。 なお、8ページの「2 収支計算書に対する注記」から13ページの「監査報告書」までは、それぞれ記載のとおりであります。 以上です。 ただいま報告のありました、令和7年度一般財団法人江別市スポーツ振興財団の決算に関する報告について、質問等がございましたらお受けします。 (質疑なし) それでは、本報告について終了してよろしいですか。 (一同了承) 続いて、2の審議事項に入ります。 審議事項(1)議案第18号 財産の取得(小中学校学習者用タブレットコンピュータ)についての説明を求めます。
水口教育情報化担当参事	水口教育情報化担当参事願います。 審議事項(1)令和8年議案第18号 財産の取得(小中学校学習者用タブレットコンピュータ)についてご説明申し上げます。 資料1ページをご覧ください。はじめに、本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めることについて、承認を願うものであります。また、この財産の取得は、国のGIGAスクール構想に基づき整備したICT機器を更新するため、学習者用タブレットコンピュータを購入しようとするものであり、本年は、3か年の更新計画の2か年目となります。「1 物品の種類及び数量」であります。小中学校学習者用タブレットコンピュータ4,356台であり、「2 契約の方法」は随意契約、「3 取得予定価格」は、2億4,437万1,600円であります。
黒川教育長 兼子委員	次に、「4 契約の相手方」は、NTT東日本株式会社北海道事業部であります。 資料2ページをご覧ください。このたび、取得しようとする学習者用タブレットコンピュータの概要であります。1の(1)納入学校は記載の9校、(2)数量は、4,356台であります。次に、(3)製品仕様等は、記載のとおりであり、昨年の製品仕様と同様の仕様であります。次に、「2 納入期限」であります。令和9年3月31日であります。 以上、ご説明申し上げましたので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けします。 新しくタブレットを入れ替えるということなのですが、一番初めに導入したときのタブレット端末はどのような性能だったのでしょうか。おそらく一番最初のGIGAスクール構想のときの端末のスペックは、今回の製品仕様に記載のスペックと変わらないかと思えます。次はネクストGIGA構想だと思うのですが、記憶装置は4GBではなく8GBを推し進めているはずですが、スペックが足りないものを導入するということなのでしょうか。
水口教育情報化担当参事	現在使用している学習者用タブレットコンピュータの実際の仕様に関しては、その環境においては問題ないことを確認しております。今後活用していくうえで、また今後更新の時期になるかと思うのですが、必要なスペック等をしっかり調査して対応してまいりたいと考えております。
稲田学校教育支援室長	今回導入するタブレットコンピュータですが、北海道の共同調達の仕様に基づいております。江別市だけではなく、Chrome端末を導入するすべての自治体は同じ仕様の端末を調達することになりますので、道内の多くの市町村が同じスペックであるということも補足させていただきます。
黒川教育長	江別市はクラウドでの保存ができる体制を取っておりますので、メモリやハードディスクの容量が小さくても、児童生徒が学習で作成した資料等はクラウドで保存ができるようになっております。これを行っていない市町村はすぐ端末に保存しきれなくなつてあふれるということが実際に起きていますので、そこは大丈夫ではないかなと想像しているところでございます。 そのほか質問はございませんか。

水口教育情報 化担当参事	(質疑終了) それでは、議案第18号 財産の取得（小中学校学習者用タブレットコンピュータ）についてを承認することにご異議ありませんか。 (一同了承) それでは、そのように承認いたします。 次に、審議事項（2）議案第19号 財産の取得（無線LANアクセスポイント）についての説明を求めます。 水口教育情報化担当参事お願いします。 審議事項（2）令和8年議案第19号 財産の取得（無線LANアクセスポイント）についてご説明申し上げます。 資料1ページをご覧ください。はじめに、本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めることについて、承認を願うものであります。また、この財産の取得は、国のGIGAスクール構想に基づき整備した学校のネットワーク機器を更新するため、無線LANアクセスポイントを購入しようとするものであります。「1 物品の種類及び数量」であります、無線LANアクセスポイント750台であり、「2 契約の方法」は指名競争入札、「3 取得予定価格」は、4,026万円であります。次に、「4 契約」の相手方は、富士電機ITソリューション株式会社であります。
黒川教育長 兼子委員	資料2ページをご覧ください。このたび、取得しようとする無線LANアクセスポイントの概要であります、1の（1）納入学校は市内小中学校計25校、（2）数量は750台であります。次に、（3）製品仕様等は、記載のとおりであります。次に、「2 納入期限」であります、令和8年10月31日であります。 以上、ご説明申し上げましたので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。 ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けします。 無線LANアクセスポイントのWi-Fi7を入れるということで、先ほどのタブレット端末と連動する部分なのですが、Wi-Fi7では使用できない機種かと思いますが、その整合性はいかがでしょうか。
水口教育情報 化担当参事	無線LANアクセスポイントを今回Wi-Fi7にしても、先ほどの議案で申し上げました学習者用タブレット端末ではWi-Fi6は使用することができます。無線LANアクセスポイントを今回更新する理由といたしましては、集中管理用のライセンスが期間満了を迎えることになりまして更新いたします。このライセンスを更新するにあたっては多額の費用がかかってしまいますので、今回無線LANアクセスポイントとセットでこれまでよりも安価な保守サービスを設定することを予定しております。今回この無線LANアクセスポイントを購入することによって、かなり長期間この無線LANアクセスポイントを使用することが可能となると見込んでおりますので、いま使用しているタブレット端末を次に更新する際にはおそらくWi-Fi7になっていることを見込んでおり、今回無線LANアクセスポイントをWi-Fi6で更新してしまうと、また無線LANアクセスポイントもWi-Fi7に合わせなければならなくなってしまうので、今回の更新でWi-Fi7にしようとするものでございます。
兼子委員	今回はもっと高性能なものが手に入るように是非お願いしたいのと、うちの子どもも小学生のときに最初に配付された端末がどうしても使い物にならないという話を子どもからされていたので、その部分を意見として言わせていただきます。
黒川教育長	タブレット端末は国から1台につき5万5千円の補助があるのですが、この無線LANアクセスポイントも補助なのか、市費単独なのかおしえてください。
水口教育情報 化担当参事	いまほどご案内いただきましたとおり、学習者用タブレット端末については国の交付金を活用する予定でございますが、この無線LANアクセスポイントについては、交付金ではなくデジタル活用推進事業債を活用する予定でございます。この事業債は、充当率が90%、そのうち50%が交付税措置される予定でございます。
黒川教育長	そのほか質問はございませんか。 (質疑終了) それでは、議案第19号 財産の取得（無線LANアクセスポイント）についてを承認することにご異議ありませんか。 (一同了承)

水口学校教育課長	それでは、そのように承認いたします。 次に、審議事項（３）議案第２０号 江別市奨学審議委員会委員の補欠委員の委嘱についての説明を求めます。 水口学校教育課長お願いします。 審議事項（３）令和８年議案第２０号 江別市奨学審議委員会委員の補欠委員の委嘱についてご説明申し上げます。 資料１ページをご覧ください。はじめに、当委員会は、修学能力があるにもかかわらず、経済的な理由により、修学が困難な高等学校の生徒に対して、その修学に必要な資金の一部を貸与し、生徒が等しく、その能力に応じて教育を受ける機会が得られることを目的とする江別市奨学資金貸与条例の規定に基づき設置するものであり、奨学金の貸与を受ける者の選定等について、教育委員会からの諮問に応ずる機関であります。当委員会は、令和７年５月２７日から２年間の任期で委嘱しておりますが、このたび、委員の所属団体の役員改選等により、欠員が生じたため、１の補欠委員候補者に記載のとおり、江別市女性団体協議会から推薦を受けた渡部優美子氏ほか、計５名を新たに委嘱しようとするものであります。次に、２の委員の任期であります。令和８年５月２２日から令和９年５月２６日までであります。次に、３の委員名簿であります。新委員を含めた委員名簿を裏面の２ページに記載しておりますので、ご参照願います。
黒川教育長	以上、ご説明申し上げましたので、ご審議のほど、よろしく願います。 ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けします。 （質疑なし） それでは、議案第２０号 江別市奨学審議委員会委員の補欠委員の委嘱についてを承認することにご異議ありませんか。
水口学校教育課長	（一同了承） それでは、そのように承認いたします。 次に、審議事項（４）議案第２１号 江別市立小学校及び中学校通学区域審議会委員の補欠委員の委嘱についての説明を求めます。 水口学校教育課長お願いします。 審議事項（４）令和８年議案第２１号 江別市立小学校及び中学校通学区域審議会委員の補欠委員の委嘱についてご説明申し上げます。 資料１ページをご覧ください。はじめに、当審議会は、江別市立小学校及び中学校の通学区域の適正化を図るため、江別市立小学校及び中学校通学区域審議会条例に基づき設置するものであり、教育委員会の諮問に応じ、小中学校に就学する児童生徒の通学区域の設定及び変更に関する事項を調査・審議し、答申を行う機関であります。当委員会は、令和７年６月１４日から２年間の任期で委嘱しておりますが、このたび、委員の所属団体の役員改選等により、欠員が生じたため、１の補欠委員候補者に記載のとおり、江別市私立幼稚園連合会から推薦を受けた三好尚子氏ほか、計８名を新たに委嘱しようとするものであります。次に、２の委員の任期であります。令和８年５月２２日から令和９年６月１３日までであります。次に、３の委員名簿であります。新委員を含めた委員名簿を裏面の２ページに記載しておりますので、ご参照願います。
黒川教育長	以上、ご説明申し上げましたので、ご審議のほど、よろしく願います。 ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けします。 （質疑なし） それでは、議案第２１号 江別市立小学校及び中学校通学区域審議会委員の補欠委員の委嘱についてを承認することにご異議ありませんか。
星野生涯学習課長	（一同了承） それでは、そのように承認いたします。 次に、審議事項（５）議案第２２号 江別市社会教育委員の補欠委員の委嘱についての説明を求めます。 星野生涯学習課長お願いします。 審議事項（５）令和８年議案第２２号 江別市社会教育委員の補欠委員の委嘱について、ご説明いたします。 資料をご覧ください。江別市社会教育委員は、社会教育法第１５条の規定及び江別市社会教育委員条例に基づき委嘱するもので、社会教育に関し、教育委員会に助言するための

黒川教育長	職務を行うものであります。社会教育委員は、令和6年8月から2年間の任期で委嘱しておりますが、このたび、委員の退任に伴い欠員が生じたことから、補欠委員について選考を進めておりましたところ、1の補欠委員候補者に記載のとおり、江別市小中学校長会から推薦を受けた、野幌中学校上田充士校長を新たに委嘱するものであります。2の補欠委員の任期につきましては、前任者の残任期間とし、本日から、令和8年7月31日までの期間であります。3の委員名簿につきましては、新委員を含めた委員の名簿を裏面の2ページに記載しておりますのでご参照ください。 以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。 ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けします。 (質疑なし)
松井スポーツ課長	それでは、議案第22号 江別市社会教育委員の補欠委員の委嘱についてを承認することにご異議ありませんか。 (一同了承) それでは、そのように承認いたします。 次に、審議事項(6)議案第23号 江別市スポーツ推進審議会委員の補欠委員の委嘱についての説明を求めます。 松井スポーツ課長お願いします。 議案第23号 江別市スポーツ推進審議会委員の補欠委員の委嘱についてご説明いたします。
黒川教育長	江別市スポーツ推進審議会委員につきましては、江別市スポーツ推進審議会条例第3条の規定に基づき、11名の委員を委嘱しております。スポーツ推進審議会委員は、令和7年6月1日から2年間の任期で委嘱しておりますが、江別市中学校体育連盟の会長変更及び関係行政機関の職員の退職によりまして欠員が生じたことから、補欠委員について選考を進めておりましたところ、1の補欠委員候補者に記載のとおり、江別第三中学校校長の渡辺圭さん、北海道石狩振興局保健環境部の佐々木千恵子さんを、新たに委嘱するものであります。2の補欠委員の任期につきましては、前任者の残任期間とし、承認いただく本日から令和9年5月31日までの期間であります。3の委員名簿につきましては、新委員を含めた委員の名簿を裏面の2ページに記載しております。 以上、ご説明いたしましたので、ご審議の程よろしくお願ひいたします。 ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けします。 (質疑なし)
堀井郷土資料館長	それでは、議案第23号 江別市スポーツ推進審議会委員の補欠委員の委嘱についてを承認することにご異議ありませんか。 (一同了承) それでは、そのように承認いたします。 次に、審議事項(7)議案第24号 江別市文化財保護委員会委員の補欠委員の委嘱についての説明を求めます。 堀井郷土資料館長お願いします。 審議事項(7)令和8年議案第24号 江別市文化財保護委員会委員の補欠委員の委嘱について、ご説明いたします。
黒川教育長	資料をご覧ください。江別市文化財保護委員会は、文化財の指定並びに保護について、教育委員会の諮問に応じる機関として江別市文化財保護条例の規定に基づき設置されており、10名の委員を委嘱しております。現在の文化財保護委員は、令和6年8月1日から2年間の任期で委嘱しておりますが、このたび、委員の退任に伴い欠員が生じたことから、1の補欠委員候補者に記載のとおり、江別市小中学校長会から推薦を受けた江別太小学校校長の山本あさ子さんを新たに委嘱するものであります。2の補欠委員の任期につきましては、前任者の残任期間とし、本日から令和8年7月31日までの期間であります。3の委員名簿につきましては、新委員を含めた委員の名簿を裏面の2ページに記載しておりますのでご参照ください。 以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。 ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けします。 (質疑なし) それでは、議案第24号 江別市文化財保護委員会委員の補欠委員の委嘱についてを承

松井総務課長	認することにご異議ありませんか。 (一同了承) それでは、そのように承認いたします。 続いて、3のその他、次回教育委員会予定案件及び日程について説明願います。 松井総務課長お願いします。 今回の教育委員会の案件でございますが、報告事項として、江別市教育委員会教育長職務代理者の指名について、令和8年第2回江別市議会定例会の一般質問について、令和7年度江別市立学校における働き方改革推進計画(第3期)取組検証及び取組状況実態把握結果についてなどを予定しております。
黒川教育長	また、今回の定例教育委員会の日程でございますが、6月30日火曜日午後2時30分からと考えておりますが、各委員のご都合等はいかがでしょうか。 ただいまありましたように、今回の定例教育委員会は、6月30日火曜日午後2時30分からということで、皆様よろしいですか。 (一同了承) 以上をもちまして、令和8年第5回定例教育委員会を終了いたします。 (閉会)

終了 午後5時18分

署名人(教育長) 黒川 淳司

署 名 人 兼子 弘詔